

ご申請される事業を確認頂き、提出時の参考にご利用ください。

● 早期不妊検査費・不育症検査費助成事業 提出チェックシート

	提出書類	チェック
<p>【対象者】 ・申請時に法的に婚姻しているご夫婦（事実婚関係にある方も含む）で、夫婦ともに不妊検査を受けた方、または妻が不育症の検査を受けた方 ・検査開始時に妻の年齢が43歳未満のご夫婦 ・申請日（母子保健課受理日）時点で、夫婦の双方または一方がさいたま市に住民登録があること</p>	<p>1 さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書（様式第1号） ※訂正箇所は訂正サイン（または押印）をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> さいたま市・または埼玉県申請様式ですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 未記入箇所は（申請年月日、不妊検査期間など）ありませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 早期不妊検査または不育症検査のいずれかに○はありますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 検査終了の年度内のご申請ですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 申請金額が正しく記入されていますか？ 上限2万円まで。ただし検査開始時の妻年齢が35歳未満である場合上限3万円まで。検査費の総額ではありませんので、ご注意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 口座名義人は申請者であり、さいたま市民の方ですか？ （旧姓名義の口座は使用不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の記載は自署ですか？記載をパソコンで行い、印刷・提出する場合は、夫と妻の氏名欄右端にサイン（または押印）をしてください。</p>	
<p>【申請回数】 それぞれの事業に1回のみ</p>	<p>2 さいたま市不妊検査実施証明書（様式第2号）または不育症検査実施証明書（様式第3号）</p> <p><input type="checkbox"/> さいたま市・または埼玉県申請様式ですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関で記載された証明書ですか？夫婦で検査実施医療機関が異なる場合には、それぞれの医療機関での証明書が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関名、所在地、主治医の氏名がありますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 不妊検査の内容には男性・女性の検査それぞれに、不育症検査は1項目以上のチェックはされていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名、治療期間、領収額は確認しましたか？</p>	
<p>□ご不明な点はお問い合わせください。</p>	<p>3 検査費領収書の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 実施証明書（様式第2号、様式第3号）に記載された検査期間内のものでしょうか？</p> <p><input type="checkbox"/> 提出する領収書は申請金額を満たしていますか？</p> <p>*ご提出いただいた領収書は、申請済の押印をし、担当課で確認してから通知書とともに返却します。</p>	
	<p>4 住民票（原本）夫婦別世帯の方はそれぞれの住民票を提出（発行から3か月以内のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 3か月以内に発行されたものですか？</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯全員が記載され、続柄が記載されていますか？</p> <p>※お互いに「世帯主」等で婚姻関係が確認できない場合には、戸籍謄本が必要となります。</p>	
	<p>5 振込先の口座情報部分（通帳又はキャッシュカード）のコピー（口座名義人の氏名が旧姓の場合は不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 口座名義（カナ）、口座番号、店番号の記載がある部分のコピーですか？</p>	